

# 第 169 回国会における行政監視委員会の活動経過

～地球温暖化問題等をテーマに行政全般にわたり議論を展開～

行政監視委員会調査室 ふじもと まさし  
藤本 雅

## 1. 活動の概況

行政に対する監視機能を強化するため平成10年に設置された行政監視委員会は、行政監視に関する事項、行政評価に関する事項及び行政に対する苦情に関する事項を所管事項としている。同委員会の運営については、会期当初の理事懇談会における各会派の合意に基づき、行政監視の観点からテーマを選定し、調査を進めることとしている。

今国会では、「地球温暖化問題等に関する件」をテーマとすることを決定し、第1回及び第2回委員会において、同テーマについて対政府質疑並びに参考人からの意見聴取及び質疑を行った。第3回及び第4回委員会においては、政策評価の現状、行政評価・監視活動の実績の概要及び行政評価等プログラムについて増田総務大臣から、PFI事業に関する政策の概要等について大田内閣府特命担当大臣（経済財政政策）から、自然再生の推進に関する政策の概要等について桜井環境副大臣、若林農林水産大臣及び冬柴国土交通大臣から、政府開発援助に対する検査状況について伏屋会計検査院長から、また、行政改革の実施状況について渡辺国務大臣からそれぞれ説明を聴取し、これら各案件に対する質疑を行ったほか、各会派から提起する問題を取り上げて調査を進めた。

本稿では、調査テーマに選定した地球温暖化問題等を中心に据えつつ、委員会の議論を概観することとしたい。

## 2. 地球温暖化問題

我が国は、温室効果ガス排出削減のため、京都議定書目標達成計画に基づき対策を講じてきた。しかし、既存の対策を続けても、現状では、2008年から2012年までの期間中に排出量を1990年比で6%削減するという、同議定書において我が国に課せられた目標を達成することは困難な見通しである。このような中、地球温暖化問題をテーマの一つとして2008年7月に開催される北海道・洞爺湖サミットを控え、国会においても既存の対策を評価・検証し、改善を促すことが急務となっている。こうした背景から、行政監視委員会では、調査テーマを「地球温暖化対策等に関する件」として定め、2回にわたり調査を行った。

### (1) 政府に対する質疑の概要

平成20年2月13日開催の第1回委員会においては、政府に対する質疑を行った。委員会における主な質疑は、次のとおりである。

## ア 京都議定書目標達成計画の改定

京都議定書目標達成計画は、2005年2月16日に京都議定書が発効したことから、2002年に改正された地球温暖化対策推進法に基づき、2005年4月28日に6%削減約束の確実な達成を目指して閣議決定されたものである。同計画には、2007年度に定量的な評価・見直しを行うことを定めていた。

目標達成計画の評価・見直しを審議する中央環境審議会(以下「中環審」という。）・産業構造審議会(以下「産構審」という。)合同会合が2008年2月8日に取りまとめた「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」では、現行の対策のみでは、2,200～3,600万t削減不足が見込まれるものの、今後、各部門で各主体が追加対策等に全力で取り組むことにより、3,700万t以上の排出削減効果が見込まれるため、6%削減目標は達成し得るとした。特に、排出量の伸びが著しいオフィスや家庭を中心に新たな対策を追加することを表明した。

委員会では、6%削減に向けた今後の方針について、環境省及び経済産業省の見解が求められた。

これに対し、桜井環境副大臣は「審議会の結果を踏まえ、政府は今年度(2007年度)中に京都議定書目標達成計画を改定する予定である。さらに、目標達成計画を閣議決定した後も、計画の推進、管理を厳格に行い、必要に応じて対策を追加することで、目標達成を確実なものにしていきたい。目標達成計画の推進に当たっては、経済産業省を始め関係各省庁と連携を密にして着実に取り組んでまいりたい」<sup>1</sup>旨、新藤経済産業副大臣は「各自治体や企業に求めている自主行動計画の着実な実行、省エネ・新エネ対策の推進を図っていきたい」<sup>2</sup>旨答弁した。

また、温室効果ガス排出削減のための国民意識の喚起、産業部門に対する運動の喚起のための具体策について、それぞれ、環境省及び経済産業省の見解が求められた。

これに対し、環境省は「チーム・マイナス6%という国民運動を展開しており、クールビズ、ウォームビズを行っている。また、役所的な対応だけでは多くの方の理解を得られないので、音楽界あるいはスポーツ界の協力も得た啓発運動を広く行いたい。また、具体的なメリットとして生活にも返ってくる、楽しみながら協力していただける雰囲気もつくっていきたい」<sup>3</sup>旨、新藤経済産業副大臣は「各業界の自主行動計画の推進強化を図っており、すでに目標を達成している業種については目標の引上げを促進している。高性能の工業炉やボイラー、高効率の省エネ機器の普及を更に追求することで、より一層の削減努力に努めていく」<sup>4</sup>旨答弁した。

さらに、産業部門の温室効果ガス削減のためには、自主行動計画に任せるべきではないとの指摘がなされ、産業界・政府間で総排出量の削減協定を結ぶ必要性について、環境省の見解が求められた。

これに対し、桜井環境副大臣は「審議会の場においてフォローアップを行っており、目標の引上げを始めとする自主行動計画の拡大、深掘りを進めている。一方で、現状のままでは目標達成は容易でない業種もあり、政府による厳格なフォローアップを通じて、今後の対策が十分に行われるようにする必要がある」<sup>5</sup>旨答弁した。

## イ 「ポスト京都議定書」

2013年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みに関して、欧州連合（EU）は、先進国が2020年に1990年比で少なくとも20%削減することを提案している。一方、福田内閣総理大臣は、2008年1月26日、スイスのダボスで開催された世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）で特別講演し、気候変動問題に取り組むための「クールアース推進構想」を提案し、国別の総量削減目標を掲げる考えを初めて表明した。

委員会では、ダボス会議において福田内閣総理大臣が、国別の総量削減目標を掲げる考えを表明したことが評価される一方、我が国の総量削減目標に対する言及がなかったことについて、政府の見解が求められた。

これに対し、町村内閣官房長官は「アメリカ、中国、インドなどにも参加してもらわなければ意味がなく、我が国が総量削減目標を設定することが、かえって世界全体の議論、作業の障害になってはならない。いずれ必要なタイミングに数字を示す時期が来る、また、そうしなければいけない」<sup>6</sup>旨答弁した。

また、2020年に温室効果ガスの排出量を増加から減少に転じさせるピークアウトのために、日本はどのような中期目標を設定するのかについて、政府の見解が求められた。

これに対し、鴨下環境大臣は「仮に最大限努力して2050年に50%削減が目標となれば、1990年比でマイナス6%であるから、それを連続の中でつないでいくと、2020はどの辺りかということが直線上に出てくる。それに加えて、総理が10年から20年でピークアウトと発言したことをつなぎ合わせると想像がつくと思う」<sup>7</sup>旨、町村内閣官房長官は「中期目標を一定の幅で作ろうということは、そうだなと私も思うが、これからまだまだ議論しなければならないことがある。例えば、基準年を一つ取っても意味が違う。みんなが納得できる公平な基準をどうやって作るのかについて、相当なエネルギーを傾注しながら国際的な合意を作っていく。先進国と発展途上国の違いはあるが、今後中期的な目標を検討しなければならない」<sup>8</sup>旨答弁した。

以上のほか、京都議定書目標達成計画で検討課題とされた国内排出量取引制度や環境税の導入、技術開発を国際的共同プロジェクトとして推進する必要性と日本のリーダーシップ、バイオ燃料に関する実証試験の展開状況と総事業費、宮古島バイオ・エタノール・アイルランド構想の現状と評価などについて、各府省の見解が求められた。

## （2）参考人の意見陳述・質疑の概要

平成20年2月25日開催の第2回委員会においては、京都大学公共政策大学院准教授諸富徹参考人、気候ネットワーク代表・弁護士浅岡美恵参考人及びノンフィクション作家山根一真参考人からの意見聴取並びに各参考人に対する質疑及び自由質疑を行った。

各参考人からは、排出量取引制度の導入の必要性、産業・エネルギー転換部門における自主行動計画の問題点、排出量取引制度導入による産業の更なる発展の可能性、排出削減

と国内排出量取引に動き出すアメリカ合衆国・EU・オーストラリア連邦と我が国との対比、経団連自主行動計画のあいまい性、約 180 の発電所・高炉・工場が我が国のCO<sub>2</sub>の半分を排出している現状、火の使用に始まる産業革命等地球温暖化の原因となる要素の経緯、地球温暖化が生物に与える影響、洞爺湖サミット及び生物多様性条約に関する我が国の存在感発揮の必要性などについて、意見陳述があった。

委員会における主な質疑は、次のとおりである。

#### ア 我が国の果たす役割と温室効果ガス排出総量削減

委員会では、日本の省エネ技術を世界の国々の温暖化対策に生かすための国のサポートの必要性について、参考人の見解が求められた。

これに対し、山根参考人は「海外に行くと、日本の技術貢献をお願いしたいという声をしばしば耳にする。鉄鋼の大手メーカーのトップは、温暖化に関する部分については、すべて出す覚悟だが仕組みがないと言う。国としての温暖化対策外交というものも機能がしていないということが大きい」<sup>9</sup>旨答弁した。

また、我が国の総量削減目標設定の必要性について、参考人の見解が求められた。

これに対し、諸富参考人は「目標の設定に関しては、トップダウンの考え方を取り入れるべきと考える。2009年にならないと世界全体の目標設定がどうなるかはまだ不明であるが、ヨーロッパ諸国は2050年に向けて、あるいは中間でどういう目標にするかを既に打ち出している。日本全体が長期でどのような目標を持つのか、日本はどうするのか、産業界や家庭はどうするのか、そして各企業はどうするのか、というような形で降りてくるべきと考える」<sup>10</sup>旨答弁した。

さらに、市町村レベルでの温暖化対策が進んでいない現状について、参考人の見解が求められた。

これに対し、浅岡参考人は「(先般の中環審・産構審合同会合報告のような)国の政策の下で地方自治体ができることは極めて限られている。小さな市町村においては情報も人も十分でなく、地球温暖化対策実行計画等を作っても、ただ作っただけということになりかねない」<sup>11</sup>旨答弁した。

#### イ 排出量取引

委員会では、排出量取引が投機の対象となる懸念について、参考人の見解が求められた。

これに対し、諸富参考人は「投機マネーがある程度流入することは必然である。ただ、投機マネーは、ある程度利ざやを取るということはある一方、逆に市場を円滑化する場合、あるいは、変動をより増幅させてしまう場合もある。しかし、投機マネーを理由に排出量取引制度の意義を否定することはできない」<sup>12</sup>旨答弁した。

また、排出量取引と環境税などのポリシー・ミックスの在り方について、参考人の見解が求められた。

これに対し、諸富参考人は「大規模排出源に対しては排出量取引制度を導入してキ

ャップを掛けるべきである。それ以外のセクターに対しては、環境税を導入できないかと考えている。低所得者に対する逆進的な負担の問題を考える場合には、税収中立的にやって別の税を相殺することで、そういったマイナスの効果を緩和できないか考えなければならない<sup>13</sup>旨、浅岡参考人は「日本の特徴、排出実態も踏まえ、日本の市民、中小事業者の事業所、事業実態も踏まえ、小口のところをどう環境マネジメントを入れながら削減のインセンティブも与える仕組みを入れていくかというものを大きな枠組みの中に取り入れていくことを考えるべき時期に来ている」<sup>14</sup>旨答弁した。

以上のほか、温暖化対策を推進していく上での政治やメディアの役割、世界の森林資源保護のための我が国の役割、政府と産業界間のCO<sub>2</sub>排出削減協定締結手法の是非、オークション方式による排出枠配分の在り方、自治体による地域実行計画等の推進のための国の方策、ダボス会議における我が国の首相発言に対する評価などについて、各参考人の見解が求められた。

### 3. 政策評価

総務省は、政府部内において行政の改革・改善機能を担っており、各府省が行った政策評価の点検を行うとともに、複数の府省にまたがる政策について、政府全体としての政策の統一性又は総合性を確保する観点からの政策評価を実施している。

今国会においては、政策評価制度について、また、政策評価において初めて勧告が行われた「PFI事業に関する政策評価」について、質疑が行われた。

#### (1) 政策評価制度

委員会では、政策評価は、行政府内部の内々の評価であるということから客観性に欠ける面があるのではないかと指摘がなされ、客観性を担保するための方策について、総務省の見解が求められた。

これに対し、増田総務大臣は「各府省が政策を評価する際には外部の有識者により構成される会議において、有識者の意見を取り入れながら評価している。総務省は各省が行った評価を点検し、複数府省にまたがる政策の評価については、外部の学識経験者等で構成される政策評価・独立行政法人評価委員会において、点検・評価を行っている。いずれにしても、すべての政策評価の結果は公表されており、最終的には国民にその内容を公表することによって是非を判断してもらっている。今後とも、しっかりした制度運用と透明性の確保に努めていきたい」<sup>15</sup>旨答弁した。

#### (2) PFI事業に関する政策評価(平20.1.11勧告)

総務省は、PFIの推進施策について、PFI法の目的に照らしてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から政策評価を実施した。調査の結果、公的財政負担の削減などに相当の効果を発揮する可能性を認める一方で、PFI事業導入の適否を見極める上で重要な指標となるVFM(Value For Money)の客観性・透明性が十分に確保されてい

い点、官民のリスク分担があいまいな点などが判明した。このため、総務省は、平成 20 年 1 月 11 日、内閣府に対し、P F I 事業の実務にかかわるガイドラインの充実、実務の参考となる事例の蓄積・情報提供などで改善を図るよう勧告するとともに、関係省に評価の結果を通知した。

委員会では、総務省の調査結果において、P F I 事業の実施方針の年度別の策定・公表件数が、法が施行された平成 11 年度から平成 16 年度まではおおむね増加傾向にあったものが、平成 16 年度の 49 件をピークにその後減少傾向にあるとの指摘がなされ、こうした現状について、政府の見解が求められた。

これに対し、大田内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）は「P F I を採択するかどうかは地方自治体の判断であるが、民間の技術、ノウハウ、資金を投入することで、官の仕事の見直しにもつながるものであり、もっと増えてほしいと考えている。ガイドラインの充実、契約の標準化の促進、要求水準書の作成指針の策定など、P F I をより使いやすい制度にするよう努力していく」<sup>16</sup>旨答弁した。

また、総務省による改善勧告をどのように受け止め、どう対応するつもりなのか、内閣府の見解が求められた。

これに対し、内閣府は「P F I 法に基づき設置された P F I 推進委員会において平成 19 年 11 月に取りまとめられた報告には、政策評価で示された勧告の内容はおおむね含まれている。これらの課題について、同委員会において 7 月ごろを目途に措置を講ずるべく御審議いただいているところである。内閣府としては、今後とも関係省等とも連絡を図りながら、諸施策の一層の充実を図るべく最大限の努力をしていく」<sup>17</sup>旨答弁した。

以上のほか、病院 P F I 事業の推進・育成の必要性、公立病院改革ガイドラインにおける病院 P F I 事業の位置付け、地方財政健全化法における P F I の取扱いなどについて、各府省の見解が求められた。

#### 4 . 行政評価・監視

行政評価・監視は、総務省が行政の運営全般を対象として、各府省の業務の実施状況等を調査し、主に適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、その結果に基づいて勧告等を行うことにより、行政の運営及び制度の改善を推進するものである。

今国会においては、勧告が行われた次の 2 件について、質疑が行われた。

##### ( 1 ) 在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視（平 19.11.20 勧告）

総務省は、在外邦人の安全確保等を推進する観点から、在外公館や日本人学校等における安全対策の実施状況等を調査した。その結果、在外公館においては、緊急事態の発生時等に邦人の安否確認等を迅速に行うための関係機関との協力関係の構築、邦人との緊急連絡網や無線通信機器等の整備及び使用訓練の実施が不十分であることが判明した。また、日本人学校等においては、安全マニュアルの内容が不十分なものや、各種の緊急事態を想定した避難訓練等を実施していないものがあることなどが判明した。このため、総務省は、外務省及び文部科学省に対して、在外邦人の所在の的確な把握、在外邦人との連絡体制の

整備、緊急事態に対応したマニュアルの整備等を通じ、在外公館における安全対策の推進を図ること、日本人学校等における安全対策の促進を図ることなどについて改善勧告を行った。

委員会では、在留邦人に対する鳥インフルエンザ対策に関し、在外公館におけるワクチンの備蓄が十分でないことが示され、対策の現状と今後の取組について、外務省の見解が求められた。

これに対し、木村外務副大臣は「鳥及び新型インフルエンザについては、最新の感染状況や予防対策についての情報提供を行うとともに、更なる感染拡大に備えて十分な安全対策を講じておくよう奨励している。また、在外公館においては、海外安全対策連絡協議会を通じて政府の取組及び各地の事情に応じた対策を説明している。特に医療事情の悪い国、地域に在留する邦人のための緊急対応策としてワクチンを確保しているが、十分かどうかと言われると、それは必ずしも十分ではないかもしれない。今後、各関係省と協議して、この充実を図りたい」<sup>18</sup>旨答弁した。

また、平成 20 年 5 月 12 日に発生した中華人民共和国四川省における大地震で、多くの校舎が崩壊したことにかんがみ、日本人学校の耐震化の現状と今後の耐震化対策強化の必要性について、外務省の見解が求められた。

これに対し、木村外務副大臣は「日本人学校はそれぞれ現地の基準に応じて耐震化が図られている。他方、各国において耐震性への対応は様々であり、必ずしも十分でないおそれもある。日本人学校の安全対策の一環として、今後、文部科学省とも協議、連携しつつ、学校運営委員会がその耐震性についても日本的な感覚が考慮されるよう助言していく予定である」<sup>19</sup>旨答弁した。

以上のほか、防衛や国民保護、危機管理の観点からの社会資本整備の必要性などについて、各府省の見解が求められた。

## (2) アスベスト対策に関する調査(平 19.12.11 勧告)

アスベストによる健康被害の拡大の防止に資する観点から、総務省は、関係各省のアスベストの使用実態調査の実施状況、実態把握後の暴露防止対策等の実施状況、廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の実施状況について調査を行った。その結果、各省が行った吹付けアスベスト使用実態調査において、調査対象建築物の施工時期、面積、対象建材が省によってばらつきがあることなどが判明した。このため、総務省は、使用実態把握の充実等、暴露防止対策等の適切な実施、届出情報及び使用実態調査結果の活用、廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等について改善勧告を行った。

委員会では、民間建築物について、調査対象を 1,000 m<sup>2</sup>以上、かつ、昭和 31 年から平成元年に施工された約 25 万件に限定していた理由について、国土交通省の見解が求められた。

これに対し、国土交通省は「吹き付けアスベストが使用されている建物の可能性は 200 万棟あるが、一度に同時並行で調査すると効率が悪い。特に不特定の方が使用する可能性がある、あるいは多数の方が使う可能性があるという観点から限定した。現時点では、平

成 17 年 7 月の調査開始以降、限定を掛けた 25 万棟のうち、約 21.4 万棟、つまり、85%程度までしか調査が至っていない。大変遺憾である」<sup>20</sup>旨答弁した。

また、政府は最初から統一的な基準を策定して調査を行う必要があったとの見解が示され、政府による指示の問題点について、内閣官房の見解が求められた。

これに対し、内閣官房は「アスベストの使用実態調査の実施に当たっては、まず関係閣僚会合あるいは関係省庁連絡会議で、情報や認識の共有化を図った上で、各省庁が調査対象の実情を踏まえて調査対象を定めた。最初に実施したのは平成 17 年 7 月以降であるが、その後も必要な調査の追加等を行ってきており、今後も各省庁がよく連携をして対応していきたい」<sup>21</sup>旨答弁した。

以上のほか、アスベスト除去に対する地方公共団体の補助制度の創設の支援について、廃棄アスベストに係る国内における適正処理の確保の必要性などについて、各府省の見解が問われた。

## 5 . 決算検査報告における政府開発援助に係る掲記事項

会計検査院は、本院からの検査要請を受けて政府開発援助（ODA）に関し会計検査を実施し、平成 18 年 9 月に結果報告を行った。同報告において引き続き検査を実施する必要があるとした事項について、検査及び調査を実施し、平成 19 年 9 月に結果報告を行った。検査の結果、独立行政法人国際協力機構（JICA）とコンサルタントとの委託契約 11 か国 13 案件において、適切でない経理処理や精算手続が行われていた再委託契約が計 36 件あり、同機構への不正請求額が計 9,041 万余円であることが判明した。また、スマトラ沖地震で被災したインドネシア共和国等 3 か国に対して緊急援助として実施されたノンプロジェクト無償資金協力事業において、資金供与額に対する支払済額の割合である支払率は、平成 19 年 3 月末現在、インドネシア共和国では 62.7%、モルディブ共和国では 80.9%、スリランカ共和国では 77.5%となっていることが判明した。

委員会では、ODA に関して、国別援助計画の対象国を拡大する必要があるとの認識が示された。また、ODA については、透明性、公正性の確保が必要不可欠であり、政策の PDCA（Plan Do Check-Action）サイクルを確立させることが重要であり、このサイクルの中で本院政府開発援助等に関する特別委員会決議等の国会の意見を反映するようなシステムが必要であるとの認識について、外務省の見解が求められた。

これに対し、高村外務大臣は「今後とも、国会での議論を踏まえながら、選択と集中を推進し、透明性のある形で ODA の一層の戦略的な活用に努めていく。国会での活発な議論を期待しており、それを十分踏まえて選択と集中を推進していきたい」<sup>22</sup>旨答弁した。

以上のほか、新 JICA 発足に伴う ODA 評価機能の在り方などについて、各府省の見解が求められた。

## 6 . 行政改革の実施状況等

### (1) 電子政府の推進と登記特別会計

昭和 60 年、登記申請、登記簿謄抄本の交付申請等の大幅な増加に対処するため、事務の

コンピュータ化を図るために登記特別会計が設置された。しかし、一般に特別会計はチェックが甘くなるなどの理由から改革が進められており、登記特別会計については、平成 18 年に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(行政改革推進法)において平成 22 年度末に一般会計に統合されることとされ、また、登記特別会計法は、平成 19 年に施行された「特別会計に関する法律」において、平成 22 年度末の廃止が定められている。

委員会では、登記特別会計から支出される登記申請オンラインシステムの導入に当たり、契約方法が随意契約であったことについて、法務省の見解が求められた。

これに対し、鳩山法務大臣は「行政の経費については、極論すれば一円の無駄もあってはならない。できる限り厳しい競争原理が働くよう、少しでも行政経費が縮減できるように、これからも努力していかなければならない」<sup>23</sup>旨答弁した。

また、平成 18 年 1 月 19 日に IT 戦略本部が決定した「IT 新改革戦略」において、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を平成 22 年度までに 50%以上とするという目標が掲げられている一方、不動産登記に関しては 3%を下回っているとの指摘がなされ、目標達成に向けた取組について、法務省の見解が求められた。

これに対し、鳩山法務大臣は「使い勝手が悪いということでオンライン利用率が上がらないとすれば大問題である。50%というのは当面の話であり、それが 70、80、90 になることが望ましいと思うので、少しでもオンライン利用率が上がるように手を尽くしていきたい」<sup>24</sup>旨答弁した。

## (2) 市場化テスト

市場化テストは、公共サービスの提供主体を官から民へシフトさせる官製市場改革の有力な手法である。行政が提供するサービスの質とコストを競争入札で比較し、民が優れていれば官から民に業務を移管するものであり、アメリカ合衆国、英国、オーストラリア連邦等、既に多くの先進諸国において地方自治体の業務を中心に実施されており、我が国でも平成 18 年 7 月から公共サービス改革法(市場化テスト法)が施行されている。

委員会では、官民競争という理念にもかかわらず、実際は民の事業を引き受ける際のダンプ状態を生み出す民競争状態になっており、官業の一部民営化と変わらない実態であるとの指摘が示され、対処方針について、内閣府の見解が求められた。

これに対し、内閣府は「いわゆる安かろう悪かろうにつながりかねないため、これは厳に避けなければならない。このため、公共サービス改革法では、入札参加条件を適切に設定することにより、あらかじめ不適切な事業者の入札参加を排除するとともに、価格のみならず、質の面からも評価を行うことにより、業務を適切に実施できる者を選定することとされている。また、民間事業者による業務開始後も、報告徴収、立入検査、必要な措置の指示など、適正な事業実施が確保されるよう監督を行うといった措置がとられることとなっている」<sup>25</sup>旨答弁した。

## 7. その他の質疑

平成 20 年 1 月、中華人民共和国製冷凍ギョーザを食べた多数の日本人が薬物中毒を起こす事件が発生した。

委員会では、当該事件への対応と今後の消費者行政推進について、政府の見解が求められた。

これに対し、岸田内閣府特命担当大臣は「関係閣僚会議等を通じて関係省庁が連携を取りながら、被害拡大防止及び再発防止対策をとっている。また、今回の事案にしっかり対応するのと併せて、消費者行政全体の在り方も議論しなければならない。消費者行政の一元化に向けた検討を行いたい」<sup>26</sup>旨答弁した。

以上のほか、第 4 回アフリカ開発会議の評価並びに G 8 外相会合及び洞爺湖サミットに向けた対応方針、太陽光発電システムの普及促進方策、大阪府寝屋川市の廃プラスチック処理工場付近住民からの健康被害の訴えに対する国の対応など、多岐にわたる質疑が展開された。

## 8．結びに代えて

「ねじれ国会」となった第 169 回国会では、重要法案の審議状況などの国会情勢に左右され、思うように委員会を開催することができなかった。

行政監視委員会の特徴としては、随時開会することができること、予算や決算又は特定の行政分野に限定されることなく、行政のあらゆる分野の問題を取り上げることができること、関係大臣等には随時、報告聴取や質疑のため委員会出席を求めることができることなどが挙げられる。今国会においては、本委員会のこのような特徴を活かし、地球温暖化問題をテーマと定めて参考人からの意見聴取及び質疑を行ったほか、政策評価、行政評価・監視、決算検査報告などを活用し、幅広く行政全般にわたり議論を展開した。内閣の機能強化が図られている昨今、これに対する国会の監視機能の強化も不可欠となっている。本委員会における活発な議論の展開により、本院の行政監視機能が更に強化されることを期待する。

---

<sup>1</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 1 号 16 頁（平 20. 2 . 13）

<sup>2</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 1 号 16～17 頁（平 20. 2 . 13）

<sup>3</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 1 号 17～18 頁（平 20. 2 . 13）

<sup>4</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 1 号 19 頁（平 20. 2 . 13）

<sup>5</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 1 号 20 頁（平 20. 2 . 13）

<sup>6</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 1 号 6 頁（平 20. 2 . 13）

<sup>7</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 1 号 7～8 頁（平 20. 2 . 13）

<sup>8</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 1 号 8 頁（平 20. 2 . 13）

<sup>9</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 18～19 頁（平 20. 2 . 25）

<sup>10</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 10 頁（平 20. 2 . 25）

<sup>11</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 11～12 頁（平 20. 2 . 25）

<sup>12</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 15 頁（平 20. 2 . 25）

<sup>13</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 18 頁（平 20. 2 . 25）

<sup>14</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 18 頁（平 20. 2 . 25）

<sup>15</sup> 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 2 頁（平 20. 6 . 2）

- 16 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 2 ~ 3 頁 (平 20. 6 . 2 )
- 17 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 3 頁 (平 20. 6 . 2 )
- 18 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 16 頁 (平 20. 6 . 2 )
- 19 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 17 頁 (平 20. 6 . 2 )
- 20 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 12 頁 (平 20. 6 . 2 )
- 21 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 13 頁 (平 20. 6 . 2 )
- 22 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 21 頁 (平 20. 6 . 2 )
- 23 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 9 頁 (平 20. 6 . 2 )
- 24 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 12 頁 (平 20. 6 . 2 )
- 25 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 15 頁 (平 20. 6 . 2 )
- 26 第 169 回国会参議院行政監視委員会会議録第 1 号 13 ~ 14 頁 (平 20. 2 . 13 )